

第107回 定時株主総会 招集ご通知

◎お土産はご用意いたしておりません。
何卒ご理解いただくようお願い申し上げます。

開催
日時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催
場所

東京都品川区大崎一丁目11番1号
当社会議室
(ゲートシティ大崎ウエストタワー16階)
(末尾に記載の会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件

目次	
第107回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	28
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告	47

証券コード：9074
2024年6月5日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
日本石油輸送株式会社
取締役社長 原 昌一郎

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jot.co.jp>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株主・投資家情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択のうえ、ご確認ください。



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9074/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本石油輸送」を、または「コード」に当社証券コード「9074」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、開催当日のご出席に代えて、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）により議決権を事前行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
当社会議室（ゲートシティ大崎ウエストタワー16階）
（末尾に記載の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第107期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第107期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

- 書面による議決権行使において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 同一の株主様が書面および電磁的方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (3) 電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

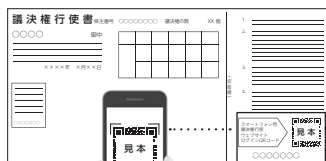
- ~~~~~
- ◎株主総会の運営に変更が生じる場合は、必要に応じインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jot.co.jp>)にてご案内させていただきます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「会社の体制および方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当該事項を掲載しているインターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎株主総会の決議結果につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイトへ掲載する方法により、お知らせいたします。
 - ◎お土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただくようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

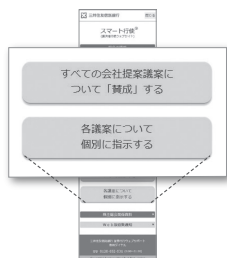
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



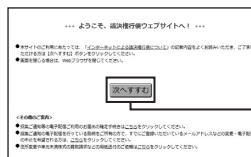
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

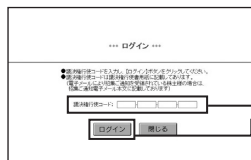
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

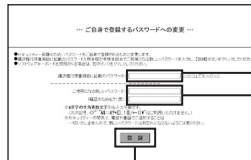
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

(議案および参考事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

[期末配当に関する事項]

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を利益配分に関する基本方針としております。この方針のもと、第107期の期末配当につきましては、業績や企業体質の充実強化、今後の成長戦略に対する投資への配分等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、これにより、第107期の1株当たりの年間配当は、先に実施いたしました中間配当金50円を含めまして、金100円（第106期と比較し10円増配）となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株当たり金50円 総額 165,498,100円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当および重要な兼職の状況	候補者属性	取締役会出席状況 (2023年度)
1	原 昌一郎 はら しょういちろう	代表取締役社長 社長執行役員	-	再任	12/12回
2	高橋 文弥 たか はし ふみ や	取締役専務執行役員	グループ安全推進部管掌 石油輸送事業部長兼高圧ガス輸送 事業部長	再任	12/12回
3	武本 修 たけ もと おさむ	取締役常務執行役員	化成品・コンテナ輸送事業部長	再任	12/12回
4	岡崎 基太 おか ざき もと た	取締役常務執行役員	人事部、経理部、情報システム部管掌 経営企画室長兼人事部長	再任	12/12回
5	松井 克浩 まつ い かつ ひろ	取締役執行役員	総務部、資産運用部管掌 総務部長兼資産運用部長	再任	12/12回
6	遠藤 尚 えん どう ひさし	取締役執行役員	関東支店長	再任	10/10回
7	成川 隆介 なる かわ りゅう すけ	執行役員	高圧ガス輸送事業部高圧ガス1部長	新任	-
8	花田 優 はな だ まさる	執行役員	化成品・コンテナ輸送事業部化成品 1部長兼化成品2部長	新任	-
9	田長丸 雅司 た おさまる まさ し	取締役	株式会社エネックス代表取締役社長	再任	12/12回
10	草刈 隆郎 くさ かり たか お	社外取締役	-	再任 社外取締役 独立役員	11/12回
11	坂之上 洋子 さかのうえ よう こ	社外取締役	経営ストラテジスト、著作業 合同会社DMM.comチーフコーポ レートオフィサー 一般社団法人42Tokyo理事長	再任 社外取締役 独立役員	12/12回

(注) 遠藤 尚氏の取締役会出席回数は、2023年6月29日開催の第106回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会を対象としております。



所有する当社の株式数
8,300株

取締役会出席状況
(2023年度)
12/12回

候補者番号

1

はら しょう いち ろう
原 昌 一 郎

(1962年12月8日生)

再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当社入社
- 2012年 6月 当社取締役執行役員石油部長
- 2013年 4月 当社取締役執行役員石油部長兼グループ安全推進部長
- 2015年 4月 当社取締役
株式会社エネックス常務取締役
- 2015年 6月 同社代表取締役社長
- 2018年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現職）

取締役候補者とした理由

原 昌一郎氏は、長年にわたり当社および当社グループ会社の経営に携わり、2015年6月から当社グループの中核子会社である株式会社エネックスの代表取締役社長を務めた後、2018年6月から当社の代表取締役社長を務めております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式数
2,200株

取締役会出席状況
(2023年度)
12/12回

候補者番号

2

たか はし ふみ や
高橋 文弥

(1961年12月22日生)

再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当社入社
- 2013年 6月 当社取締役執行役員関東支店長
- 2015年 4月 当社取締役執行役員石油部長
- 2018年 6月 当社取締役常務執行役員石油部長
- 2021年 6月 当社取締役専務執行役員石油部長
- 2021年 7月 当社取締役専務執行役員石油輸送事業部長兼高圧ガス輸送事業部長兼石油輸送事業部石油1部長
- 2024年 4月 当社取締役専務執行役員石油輸送事業部長兼高圧ガス輸送事業部長 (現職)

[当社における現在の担当]

グループ安全推進部管掌

取締役候補者とした理由

高橋文弥氏は、長年にわたり当社および当社グループ会社の経営に携わり、2021年6月から当社の取締役専務執行役員を務めております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。なお、同氏が取締役に選任された場合、本総会終了後開催の取締役会におきまして、代表取締役専務執行役員に就任する予定であります。また、同氏は2024年6月27日付で当社グループの近畿石油輸送株式会社および株式会社ニュージェイズの代表取締役社長にそれぞれ就任（兼務）する予定であります。



所有する当社の株式数
1,900株

取締役会出席状況
(2023年度)
12/12回

候補者番号

3

たけもと
武本

おさむ
修

(1960年4月6日生)

再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年4月 日本石油株式会社（現ENEOS株式会社）入社
- 2014年6月 同社北海道支店長
- 2016年4月 同社執行役員広報部長
- 2017年4月 当社執行役員
- 2017年6月 当社取締役執行役員
- 2018年6月 当社取締役常務執行役員
- 2021年7月 当社取締役常務執行役員化成品・コンテナ輸送事業部長（現職）

取締役候補者とした理由

武本 修氏は、ENEOS株式会社において、主に石油製品の販売事業の運営に携わり、同分野において豊富な経験と実績を有しております。また、2017年から当社の執行役員および取締役として、主に化成品輸送事業およびコンテナ輸送事業の運営に携わっております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式数
1,400株
取締役会出席状況
(2023年度)
12/12回

候補者番号

4

おかざきもとた
岡崎基太

(1965年11月18日生)

再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年 4月 当社入社
- 2015年 6月 当社執行役員経理部長兼情報システム部長
- 2016年 6月 当社取締役執行役員人事部長、経理部長兼情報システム部長
- 2018年 4月 当社取締役執行役員人事部長兼経理部長
- 2019年 6月 当社取締役執行役員人事部長、経理部長兼情報システム部長
- 2020年 4月 当社取締役執行役員人事部長兼情報システム部長
- 2021年 4月 当社取締役執行役員経営企画室長兼人事部長
- 2023年 6月 当社取締役常務執行役員経営企画室長兼人事部長（現職）

[当社における現在の担当]

人事部、経理部、情報システム部管掌

取締役候補者とした理由

岡崎基太氏は、長年にわたり当社の執行役員および取締役として、主に人事、経理、情報システムの分野を担当し、豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数
1,100株
取締役会出席状況
(2023年度)
12/12回

候補者番号

5

まつ い かつ ひろ
松井 克浩

(1957年6月19日生)

再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 日本石油株式会社（現ENEOS株式会社）入社
- 2007年 4月 同社根岸製油所副所長
- 2010年 7月 当社総務部副部長
- 2013年 4月 当社CSR推進室長兼総務部長
- 2014年 6月 当社執行役員CSR推進室長兼総務部長
- 2017年 4月 当社執行役員総務部長
- 2018年 6月 当社取締役執行役員総務部長
- 2021年 4月 当社取締役執行役員総務部長兼資産運用部長（現職）

[当社における現在の担当]

総務部、資産運用部管掌

取締役候補者とした理由

松井克浩氏は、当社の執行役員および取締役として、主に総務、法務・コンプライアンスおよび資産運用事業を担当し、豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式数
1,000株
取締役会出席状況
(2023年度)
10/10回

候補者番号

6

えん どう
遠 藤

ひさし
尚

(1970年5月3日生)

再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2015年4月 当社海外事業部長
2021年6月 当社化成品部長兼海外事業部長
2021年7月 当社化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長兼化成品2部長
2022年4月 当社化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長
2022年6月 当社執行役員化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長
2023年6月 当社取締役執行役員化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長
2024年4月 当社取締役執行役員関東支店長（現職）

取締役候補者とした理由

遠藤 尚氏は、主に当社の石油輸送事業および化成品輸送事業の運営に携わり、同分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式数

400株

候補者番号

7

なる かわ りゅう すけ
成川 隆介

(1973年4月15日生)

新任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1998年4月 当社入社
- 2017年4月 当社東北支店長
- 2020年4月 当社LNG部長
- 2021年7月 当社高圧ガス輸送事業部高圧ガス1部長
- 2023年6月 当社執行役員高圧ガス輸送事業部高圧ガス1部長（現職）

取締役候補者とした理由

成川隆介氏は、主に当社の高圧ガス輸送事業の運営に携わり、同分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、新たに取締役候補者としました。



所有する当社の株式数
700株

候補者番号

8

はな だ
花 田

まさる
優

(1974年8月21日生)

新任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1998年4月 当社入社
- 2018年1月 当社シンガポール支店長
- 2022年4月 当社化成品・コンテナ輸送事業部化成品2部長
- 2023年6月 当社執行役員化成品・コンテナ輸送事業部化成品2部長
- 2024年4月 当社執行役員化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長兼化成品2部長（現職）

取締役候補者とした理由

花田 優氏は、主に当社の化成品輸送事業の運営に携わり、同分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、新たに取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数
2,100株

取締役会出席状況
(2023年度)
12/12回

候補者番号

9

た お さ ま る ま さ し
田長丸 雅 司

(1963年9月24日生)

再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2012年4月 当社執行役員LNG部長
2014年6月 当社取締役執行役員化成部品部長
2018年6月 当社取締役常務執行役員化成部品部長
2021年6月 当社取締役(現職)
株式会社エネックス代表取締役社長(現職)

[重要な兼職の状況]
株式会社エネックス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

田長丸雅司氏は、長年にわたり当社の執行役員および取締役として、主に高圧ガス輸送事業および化成部品輸送事業の運営に携わり、2021年6月から当社グループの中核子会社である株式会社エネックスの代表取締役社長を務めております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向け、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



候補者番号

10

く さ か り た か お
草 刈 隆 郎

(1940年3月13日生)

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
(2023年度)
11/12回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1964年 4月 日本郵船株式会社入社
- 1999年 8月 同社代表取締役社長
- 2002年 4月 同社代表取締役社長経営委員
- 2004年 4月 同社代表取締役会長経営委員
- 2006年 4月 同社代表取締役会長・会長経営委員
- 2009年 4月 同社取締役・相談役
- 2010年 6月 同社相談役
- 2011年 6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役
- 2015年 4月 日本郵船株式会社特別顧問
- 2017年 6月 当社社外取締役（現職）
- 2020年 6月 株式会社カネカ社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

草刈隆郎氏は、日本郵船株式会社代表取締役社長や日本経済団体連合会副会長等を歴任する等、企業経営および国内外の物流事業分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、併せて独立した客観的な観点から、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向けた経営の意思決定と業務執行の監督を担い、社外取締役としての役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年間であります。



候補者番号

11

さかのうえようこ
坂之上 洋子

(1965年2月10日生)

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
(2023年度)
12/12回

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1998年 9月 ユーエス・スタイル・コム入社
- 2001年 8月 ブルービーグル・インク設立 代表取締役社長
- 2011年 4月 日本グローバルヘルス協会（現一般社団法人ジェイ・アイ・ジー・エイチ）
最高戦略責任者
- 2012年 4月 東京大学医学系研究科国際保健政策学部非常勤講師
- 2012年 5月 観光庁ビジットジャパン・クリエイティブアドバイザー
- 2015年 6月 当社社外取締役（現職）
- 2020年 9月 合同会社DMM.comチーフコーポレートオフィサー（現職）
- 2023年 4月 一般社団法人42Tokyo理事長（現職）

[重要な兼職の状況]

- 経営ストラテジスト、著作業
- 合同会社DMM.comチーフコーポレートオフィサー
- 一般社団法人42Tokyo理事長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

坂之上洋子氏は、国内外における活動で培われた幅広い見識、豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、併せて独立した客観的な観点から、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上およびESG経営の推進に向けた経営の意思決定と業務執行の監督を担い、社外取締役としての役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年間であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 草刈隆郎氏および坂之上洋子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、草刈隆郎氏および坂之上洋子氏について、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員として、同取引所に対し届出を行っており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、草刈隆郎氏および坂之上洋子氏との間で、両氏がその職務を行うにつき、善意であり、かつ重大な過失がないときは、社外取締役の会社に対する会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める額（当該社外取締役の報酬等の2年分に相当する額）を限度とする旨の契約（責任限定契約）を締結しており、両氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことや当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が保険会社により填補（被保険者が法令違反行為であることを認識して行った行為の場合等を除く）されることとなり、保険料は全額を当社にて負担しております。また、当該契約では、填補する額について限度額を設けることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、各候補者が取締役に選任された場合、当該契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時（2024年7月）におきましても、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 高野 潤、辻 幸則および佐野 裕の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	重要な兼職状況	候補者属性	取締役会出席状況 (2023年度)	監査役会出席状況 (2023年度)
1	高野 潤 <small>たかの じゆん</small>	常勤監査役	—	再任	12/12回	14/14回
2	辻 幸則 <small>つじ ゆきのり</small>	監査役	—	再任	12/12回	14/14回
3	佐野 裕 <small>さの ゆたか</small>	社外監査役	佐野公認会計士事務所 公認会計士	再任 社外監査役 独立役員	12/12回	14/14回



候補者番号

1

たかの
高野

じゅん
潤

(1964年8月9日生)

再任

所有する当社の株式数

1,500株

取締役会出席状況

(2023年度)

12/12回

監査役会出席状況

(2023年度)

14/14回

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社

2018年4月 当社情報システム部長

2019年6月 当社常勤監査役（現職）

監査役候補者とした理由

高野 潤氏は、2019年6月から当社の常勤監査役を務めており、その職務を適切に遂行し、監査役会全体としての監査の実効性向上に貢献しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、取締役による経営の意思決定と業務執行に関し、適切な監査を担い、当社のコーポレート・ガバナンス体制を充実させることができると判断し、引き続き監査役候補者となりました。



候補者番号

2

つじ
辻

ゆきのり
幸則

(1958年2月13日生)

再任

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

(2023年度)

12/12回

監査役会出席状況

(2023年度)

14/14回

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

- 1980年4月 日本通運株式会社入社
- 2014年5月 同社常務執行役員
- 2015年5月 株式会社日通自動車学校代表取締役社長
- 2019年6月 日本パレットプール株式会社代表取締役社長
- 2022年6月 当社監査役（現職）

監査役候補者とした理由

辻 幸則氏は、日本通運株式会社常務執行役員や日本パレットプール株式会社代表取締役社長を歴任する等、企業経営および物流事業分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、取締役による経営の意思決定と業務執行に関し、適切な監査を担い、当社のコーポレート・ガバナンス体制を充実させることができると判断し、引き続き監査役候補者となりました。



候補者番号

3

さ の ゆたか
佐野 裕

(1952年12月20日生)

再任

社外監査役

独立役員

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

(2023年度)

12/12回

監査役会出席状況

(2023年度)

14/14回

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

- 1981年11月 武蔵監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社
- 1984年 1月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
- 1985年 3月 公認会計士登録
- 2001年 5月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）社員
- 2007年 5月 同法人代表社員
- 2010年 7月 同法人パートナー
- 2015年 7月 佐野公認会計士事務所を開設（現職）
- 2015年 8月 株式会社アーキテクト監査役
- 2016年 6月 当社社外監査役（現職）

[重要な兼職の状況]

佐野公認会計士事務所公認会計士

社外監査役候補者とした理由

佐野 裕氏は、公認会計士として企業会計や監査に関する専門的な知識、豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、併せて独立した客観的な観点から、取締役による経営の意思決定と業務執行に関し、適切な監査を担い、当社のコーポレート・ガバナンス体制を充実させることができると判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年間であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐野 裕氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、佐野 裕氏について、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員として、同取引所に対し届出を行っており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、佐野 裕氏との間で、同氏がその職務を行うにつき、善意であり、かつ重大な過失がないときは、社外監査役の会社に対する会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める額（当該社外監査役の報酬等の2年分に相当する額）を限度とする旨の契約（責任限定契約）を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
- 当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことや当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が保険会社により填補（被保険者が法令違反行為であることを認識して行った行為の場合等を除く）されることとなり、保険料は全額を当社にて負担しております。また、当該契約では、填補する額について限度額を設けることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
- なお、各候補者が監査役に選任された場合、当該契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時（2024年7月）におきましても、同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本総会後の当社取締役および監査役のスキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案について、全候補者の選任が承認可決された場合、当社取締役および監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	地位	スキル項目							
		企業経営	財務・会計	人事・労務・人材開発	法務・コンプライアンス	グローバル	IT・DX	ESG	営業 (安全、品質を含む)
はら しょういちろう 原 昌一郎	代表取締役社長 社長執行役員	●						●	●
たか はし ふみ や 高 橋 文 弥	取締役専務執行役員	●						●	●
たけ もと おさむ 武 本 修	取締役常務執行役員	●				●			●
おか ざき もと た 岡 崎 基 太	取締役常務執行役員	●	●	●			●	●	
まつ い かつ ひろ 松 井 克 浩	取締役執行役員	●			●			●	
えん どう ひさし 遠 藤 尚	取締役執行役員					●			●
なる かわ りゅう すけ 成 川 隆 介	執行役員							●	●
はな だ まさる 花 田 優	執行役員					●			●
た おさまる まさ し 田長丸 雅 司	取締役	●						●	●
くさ かり たか お 草 刈 隆 郎	社外取締役	●		●		●		●	
さかのうえ よう こ 坂之上 洋 子	社外取締役	●		●		●	●	●	
たか の じゅん 高 野 潤	常勤監査役	●						●	
つじ ゆき のり 辻 幸 則	監査役	●							●
さ の ゆたか 佐 野 裕	社外監査役		●						
さい どう たか かず 齊 藤 貴 一	社外監査役				●				

(注) 1. 上記は、各取締役および監査役に特に期待するスキルを表しており、各取締役および監査役の有する全てのスキルを表すものではありません。

2. 地位は、現在の地位を記載しております。

スキル・マトリックス項目の選定理由

スキル項目	選 定 理 由
企業経営	企業経営を管理・監督するのが取締役会の重要な役割であり、必要なスキルである。
財務・会計	財務戦略の立案・実行や企業会計の分析、また不正会計の防止等、企業経営、監督の両面から必要なスキルである。
人事・労務・人材開発	人材の確保、開発、活用や労務管理等は、企業の持続的成長のために必要なスキルである。
法務・コンプライアンス	ステークホルダーに信頼され、持続的成長を遂げるためのベースとして、法令遵守を基礎とした企業倫理の確立と実践、リスク管理は必要なスキルである。
グローバル	日本のみならず、世界に向けて事業拡大を進める観点から、必要なスキルである。
IT・DX	データやデジタル技術を活用し、業務プロセスの改善や改革、生産性向上を進める観点から、必要なスキルである。
ESG	企業の社会的責任を果たし、持続可能な社会を目指すにあたり、ESG（環境、社会、ガバナンス）経営推進の観点から、必要なスキルである。
営業 (安全、品質を含む)	営利団体である株式会社として、収益確保や事業拡大、そのための調査、施策立案等、営業・マーケティングに関するスキルが必要であり、また輸送事業を営む当社グループにおいては、安全の徹底と質の高いサービスの提供のために必要なスキルである。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案し、当期末に在籍していた取締役10名に対し総額73,290千円（内社外取締役2名に対し7,200千円）、同監査役4名に対し総額12,200千円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

当社は、2021年3月26日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告（39頁）に記載のとおりであります。本総会終了後開催の取締役会におきまして、当該方針を新たな役員体制のもとで、引き続き内容の適正性を担保しつつ、一部変更することを予定しております。本議案につきましては、かかる変更後の方針に沿うものであることから、相当であると考えております。

（ご参考）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（変更案）

当社の取締役の報酬等は、基本報酬として、毎月支給する定額報酬および株主総会の決議に基づいて支給する賞与により構成する。

定額報酬については、月例の固定報酬とし、定時株主総会において決議した報酬総額の範囲内で、地位・担当業務、在任年数に加え、他社水準、会社業績、従業員給与の水準、会社経営への貢献度等を総合的に勘案して決定する。

賞与については、当該事業年度の会社業績および会社経営への貢献度等を総合的に勘案して決定し、株主総会の決議に基づき、年1回支給する。

個人別の報酬等の額の決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長または代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、地位・担当業務等によって定めた初任基準額に、会社業績、会社経営への貢献度および在任年数等をベースに定めた基準に基づき、各取締役の定額報酬の額を決定する。

賞与については、月額報酬の一定の月率を基準額とし、会社業績に応じてその率を加減算して決定する。

これらの決定にあたっては、権限の行使をより適切なものとすべく、事前に他の代表取締役または他の取締役との協議を経ることで内容の適正性を確認する。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I. 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限が撤廃され、緩やかな回復傾向にあります。物価高騰や中国をはじめ海外経済の下振れリスクの影響等もあり、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの事業環境につきましても、エネルギー価格や原材料価格の高騰に加え、物流業界の2024年問題による一層の乗務員不足が懸念されるなど、引き続き厳しい状況にありました。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画（2021年度～2023年度）の達成に向け、安全・安定輸送を継続しつつ、基盤事業における収益の維持・確保や生産性向上、成長事業における収益力向上、脱炭素社会に向けた輸送需要への対応等に取り組みました。

この結果、当連結会計年度における売上高は34,985百万円（前年同期比0.7%減）、営業利益は1,561百万円（同1.1%減）、経常利益は1,788百万円（同0.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,154百万円（同6.0%減）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(石油輸送事業)

主要顧客の運賃見直しや鉄道タンク車使用料の改定に加え、自動車輸送における需要増等により、売上高は16,263百万円（前年同期比2.3%増）となりました。

また、利益面においては人件費等は増加いたしました。売上高の増加等により、セグメント利益は727百万円（同47.4%増）となりました。

(高圧ガス輸送事業)

LNG輸送において鉄道輸送の終了等がありましたが、運賃改定に加え、他高圧ガス輸送における他社事業の譲受等による増収もあり、売上高およびセグメント利益は増加いたしました。

この結果、当事業における売上高は8,972百万円（前年同期比1.2%増）、セグメント利益は140百万円（同18.9%増）となりました。

(化成品・コンテナ輸送事業)

化成品輸送においては、海外経済の減速等の影響により国内外の輸送需要が低迷したため、売上高は減少いたしました。

コンテナ輸送においては、北海道地区における野菜類の生育不良がありましたが、昨年度発生した自然災害による影響の反動等により、前年並みの売上高となりました。

この結果、当事業における売上高は9,167百万円（前年同期比7.8%減）、セグメント利益は361百万円（同46.6%減）となりました。

(資産運用事業)

太陽光発電事業において銅線ケーブルの盗難による影響を受けたものの、不動産事業において物件の売却による増収があり、売上高は582百万円（前年同期比12.7%増）、セグメント利益は332百万円（同14.3%増）となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、緩やかな回復が期待される一方、物価高騰や中国をはじめ海外経済の下振れリスクに加え、中東情勢の緊迫化等による悪影響も懸念され、先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

当社グループの事業環境につきましても、エネルギー価格や原材料価格の高騰に加え、物流業界の2024年問題による一層の乗務員不足が懸念されるなど、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

当社グループでは、グループの未来像として、強い収益基盤のもと成長の好循環を図り、「国内No.1のエネルギー輸送会社」を目指す2030年ビジョンを制定しておりますが、このビジョンの実現に向け新たな中期経営計画（2024年度～2026年度）を策定いたしました。

前中期経営計画におきましては、想定を上回る海外経済の低迷や経費の増加等の影響を受け、売上高および各利益は目標値を下回る結果となりましたが、今後の持続的成長に向けた事業基盤の強化は着実に図られております。

新中期経営計画では、石油、国内化成品、コンテナ輸送等の基盤事業において、引き続き収益の維持・向上を目指してまいります。また、LNG、海外化成品輸送等の成長事業における規模拡大や新規顧客の開拓に注力し、加えて将来の脱炭素社会に向けた新エネルギー輸送の研究、実践等も継続してまいります。

さらに、事業活動を支えるESG（環境・社会・ガバナンス）経営に努め、安全・安定輸送への不断の取り組みや、持続的成長に向けた人材戦略・労働生産性の向上、雇用環境の改善による乗務員の確保にも尽力いたします。

これらの各施策を推し進め、最終年度（2026年度）の数値目標として、売上高375億円以上、営業利益18億円以上、経常利益20億円以上を目指してまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は、52億円であり、その主なものは、次のとおりであります。

(石油輸送事業)

自動車（ローリー等）・・・・・・・・・・ 69台

(高圧ガス輸送事業)

自動車（ローリー等）・・・・・・・・・・ 75台

自動車営業所用地（富山県射水市）

(化成品・コンテナ輸送事業)

化成品コンテナ・・・・・・・・・・ 374個

冷蔵等コンテナ・・・・・・・・・・ 596個

自動車（ローリー等）・・・・・・・・・・ 5台

なお、上記の所要資金は、自己資金、借入金およびリースによって調達いたしました。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	第104期 2020年度	第105期 2021年度	第106期 2022年度	第107期 2023年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	32,341	34,262	35,219	34,985
経 常 利 益 (百万円)	1,516	1,630	1,794	1,788
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	915	1,088	1,227	1,154
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	276円85銭	329円19銭	371円20銭	348円91銭
総 資 産 (百万円)	35,396	35,649	36,803	41,089
純 資 産 (百万円)	20,693	21,406	22,589	25,006

- (注) 1. 第105期から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、また、不動産賃貸に係る損益のうち、当社所管分について、営業外損益に表示する方法から売上高および売上原価に表示する方法に変更しております。なお、第104期に係る売上高、総資産および純資産については、当該会計基準等および表示方法の変更を遡って適用した組替え後の数値を記載しております。
2. 第107期から、不動産賃貸に係る損益のうち、一部連結子会社所管分について、営業外損益に表示する方法から売上高および売上原価に表示する方法に変更し、またコンテナの処分益につき、一部を除き販売金額を売上高に、商品払出金額を売上原価に計上する方法に会計方針を変更しております。なお、第106期に係る売上高については、これらの変更を遡って適用した組替え後の数値を記載しております。

5. 重要な子会社の状況等 (2024年3月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
株式会社エネックス	100	100	石油製品・高圧ガス等の貨物自動車輸送、油槽所等の基地運営業務、不動産賃貸事業
近畿石油輸送株式会社	75	100	石油製品・高圧ガス等の貨物自動車輸送
株式会社ニュージェイズ	48	100	石油化学製品・高圧ガス等の貨物自動車輸送、自動車整備事業
株式会社JKトランス	100	100	石油製品・石油化学製品等の貨物自動車輸送

(2) その他

ENEOSホールディングス株式会社は、当社の株式を964,493株（議決権比率29.29%）所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。当社は同社の子会社であるENEOS株式会社から、石油製品の鉄道タンク車・タンクローリー輸送等の委託を受けております。

6. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

セグメントの名称	主要な事業内容
石油輸送事業	石油製品（ガソリン・灯油等）の鉄道タンク車輸送・貨物自動車輸送
高圧ガス輸送事業	高圧ガス（LNG等）の貨物自動車輸送
化成品・コンテナ輸送事業	石油化学製品等の鉄道コンテナ輸送・貨物自動車輸送ならびに国内および国際複合一貫輸送、各種コンテナのリース、鉄道用冷蔵・冷凍コンテナ等のレンタル・リースおよび中古コンテナの販売
資産運用事業	不動産賃貸事業および太陽光発電事業

7. 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

(1) 当社

名 称	所在地または事業所名およびその所在地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
支 店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、関東支店（川崎市）、 中部支店（名古屋市）、関西支店（大阪市）、九州支店（福岡市）、 シンガポール支店（シンガポール共和国）

(2) 子会社

会 社 名	所 在 地
株式会社エネックス 本 社	東 京 都 品 川 区
近畿石油輸送株式会社 本 社	三 重 県 四 日 市 市
株式会社ニュージェイズ 本 社	三 重 県 四 日 市 市
株式会社JKトランス 本 社	川 崎 市

8. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
石油輸送事業	1,541名	54名増
高圧ガス輸送事業		
化成品・コンテナ輸送事業		
資産運用事業		
全社（共通）	30名	1名減
合計	1,571名	53名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当社グループは、同一の従業員が重複するセグメントに従事しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
157名	2名減	41.2歳	15.8年

(注) 従業員数は就業人員であります。

9. 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	60
株式会社三菱UFJ銀行	50

II. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 6,000,000株
2. 発行済株式の総数 3,322,935株 (自己株式12,973株を含む)
3. 株主数 3,132名
4. 大株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
E N E O S ホールディングス株式会社	964,493	29.14
光 通 信 株 式 会 社	247,400	7.47
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	126,100	3.81
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	104,100	3.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	97,900	2.96
日本石油輸送グループ従業員持株会	75,700	2.29
小 野 寺 毅	70,000	2.11
日 本 車 輜 製 造 株 式 会 社	66,943	2.02
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	58,999	1.78
衛 藤 素 子	39,300	1.19

(注) 持株比率は、自己株式 (12,973株) を控除して計算しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	栗 本 透	
代表取締役社長 社長執行役員	原 昌 一郎	
取 締 役 員 専務執行役員	高 橋 文 弥	グループ安全推進部管掌 石油輸送事業部長兼高圧ガス輸送事業部長兼石油輸送 事業部石油1部長
取 締 役 員 常務執行役員	武 本 修	化成品・コンテナ輸送事業部長
取 締 役 員 常務執行役員	岡 崎 基 太	人事部、経理部、情報システム部管掌 経営企画室長兼人事部長
取 締 役 員 執行役員	松 井 克 浩	総務部、資産運用部管掌 総務部長兼資産運用部長
取 締 役 員 執行役員	遠 藤 尚	化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長
取 締 役	田 長 丸 雅 司	株式会社エネックス代表取締役社長
社 外 取 締 役	草 刈 隆 郎	
社 外 取 締 役	坂 之 上 洋 子	経営ストラテジスト、著作業 合同会社DMM.comチーフコーポレートオフィサー 一般社団法人42Tokyo理事長
常 勤 監 査 役	高 野 潤	
監 査 役	辻 幸 則	
社 外 監 査 役	佐 野 裕	佐野公認会計士事務所公認会計士
社 外 監 査 役	齊 藤 貴 一	卓照総合法律事務所弁護士

- (注) 1. 2023年6月29日開催の第106回定時株主総会において、遠藤 尚氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 当社は、社外取締役 草刈隆郎氏および坂之上洋子氏ならびに社外監査役 佐野 裕氏について、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い独立性を有しているものと判断し、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員として、同取引所に対し届出を行っております。
3. 監査役のうち佐野 裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 2024年4月1日付にて、取締役の担当等を次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役専務執行役員	高 橋 文 弥	グループ安全推進部管掌 石油輸送事業部長兼高圧ガス輸送事業部長
取締役執行役員	遠 藤 尚	関東支店長

(ご参考)

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員（取締役兼務者を除く）は、次のとおりであります。

(2024年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執 行 役 員	竹 本 明 彦	グループ安全推進部管掌 石油輸送事業部副部長
執 行 役 員	成 川 隆 介	高圧ガス輸送事業部高圧ガス1部長
執 行 役 員	花 田 優	化成品・コンテナ輸送事業部化成品1部長兼化成品2部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款第27条の規定により、社外取締役2名との間で、社外取締役の会社に対する会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しており、社外取締役がその職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がないときは、その責任については会社法第425条第1項に定める額（当該社外取締役の報酬等の2年分に相当する額）を限度とすることとしています。

また当社は、会社法第427条第1項および定款第37条の規定により、社外監査役2名との間で、社外監査役の会社に対する会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しており、社外監査役がその職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がないときは、その責任については会社法第425条第1項に定める額（当該社外監査役の報酬等の2年分に相当する額）を限度とすることとしています。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことや当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が保険会社により填補（被保険者が法令違反行為であることを認識して行った行為の場合等を除く）されることとなり、保険料は全額を当社にて負担しております。また、当該契約では、填補する額について限度額を設けることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、当該契約は次回更新時（2024年7月）におきましても、同内容での更新を予定しております。

4. 取締役および監査役の報酬等

(1) 当事業年度における取締役および監査役の報酬等の額

区 分	定 額 報 酬		賞 与		合 計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
取 締 役 (内社外役員)	10名 (2名)	172百万円 (20百万円)	10名 (2名)	73百万円 (7百万円)	10名 (2名)	246百万円 (27百万円)
監 査 役 (内社外役員)	4名 (2名)	30百万円 (11百万円)	4名 (2名)	12百万円 (4百万円)	4名 (2名)	42百万円 (16百万円)
合 計 (内社外役員)	14名 (4名)	203百万円 (31百万円)	14名 (4名)	85百万円 (11百万円)	14名 (4名)	288百万円 (43百万円)

(注) 1. 当社の報酬には、業績連動報酬等および非金銭報酬等は含まれておりません。

2. 上記の賞与支給額は、2024年6月27日開催の第107回定時株主総会において付議し、原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定額であります。

3. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まれておりません。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役および監査役の基本報酬として、毎月支給する定額報酬の額は、2007年6月28日開催の第90回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額18,000万円以内（取締役の員数：10名（現在の取締役の員数：10名）、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬額を年額4,000万円以内（監査役の員数：4名（現在の監査役の員数：4名））と決議しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および当該決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等は、基本報酬として、毎月支給する定額報酬および株主総会の決議に基づいて支給する賞与により構成し、各取締役の地位・担当業務や会社業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

定額報酬については、月例の固定報酬とし、定時株主総会において決議した報酬総額の範囲内にて、地位・担当業務、在任年数に加え、他社水準、会社業績、従業員給与の水準、会社経営への貢献度合い等を総合的に勘案して決定します。

賞与については、当該事業年度の会社業績および会社経営への貢献度等を総合的に勘案して決定し、株主総会の決議に基づき、年1回支給します。

当事業年度においては、2023年6月29日開催の取締役会にて代表取締役会長の栗本 透氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、地位・担当業務等によって定めた初任基準額に、会社業績、会社経営への貢献度および在任年数等をベースに定めた基準に基づき査定し、各取締役の定額報酬の額を決定しております。

賞与については、月額報酬の一定の月率を基準額とし、会社業績に応じてその率を加減算して決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の管掌業務等に対する評価を行うには、代表取締役であり、かつ長年にわたり当社および当社グループ会社の経営に携わり、様々な分野において蓄積した豊富な経験と実績を有する代表取締役会長の栗本 透氏が最も適任であると判断したからであります。

また、内容の決定にあたっては、本基本方針に則り、権限の行使をより適切なものとするべく、事前に代表取締役社長との協議を経ることで、内容の適正性を確認しており、取締役会としては、本基本方針に沿うものであると判断しております。

なお上記方針は、2021年3月26日開催の取締役会にてその内容を決議しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役 坂之上洋子氏は、合同会社DMM.comのチーフコーポレートオフィサーおよび一般社団法人42Tokyoの理事長に就任しておりますが、当社と各社との間には契約関係その他特別な関係はありません。
- ・社外監査役 佐野 裕氏は、個人の公認会計士事務所を開設しておりますが、当社と同事務所との間には契約関係その他特別な関係はありません。
- ・社外監査役 齊藤貴一氏は、卓照綜合法律事務所所属の弁護士であり、当社は同事務所と顧問契約を締結しております。その取引額は、当社連結売上高の0.01%未満であり、また同事務所の年間収入額の1%未満といずれも僅少のため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(2) 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役

	取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 草刈 隆 郎	<p>当事業年度に開催された取締役会12回中11回に出席いたしました。</p> <p>同氏は、企業経営および国内外の物流事業分野における豊富な経験と実績を生かし、予算・中期経営計画の策定・進捗管理や、会社の将来的な事業展開に関する課題等に対し、独立した客観的な視点から質問や意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会以外の場においても、社外役員意見交換会を実施し、会社の課題等に対する認識の共有、意見交換や、会社への提言を行っております。</p>
社外取締役 坂之上 洋 子	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、国内外における活動で培われた幅広い見識、豊富な経験と実績を生かし、予算・中期経営計画の策定・進捗管理や、労務管理に関する課題等に対し、独立した客観的な視点から質問や意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会以外の場においても、社外役員意見交換会を実施し、会社の課題等に対する認識の共有、意見交換や、会社への提言を行っております。</p>

・社外監査役

	取締役会・監査役会への出席状況、発言状況
社外監査役 佐野 裕	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、公認会計士としての企業会計や監査に関する専門的な知識、豊富な経験と実績を生かし、取締役会においては、独立した客観的な視点から質問や意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役としての監査報告のほか、他の監査役が行った監査について独立した立場から質問や意見を述べております。</p> <p>さらに、取締役会以外の場においても、社外役員意見交換会を実施し、会社の課題等に対する認識の共有、意見交換や、会社への提言を行っております。</p>
社外監査役 齊藤 貴一	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的な知識、豊富な経験と実績を生かし、取締役会においては、独立した客観的な視点から質問や意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役としての監査報告のほか、他の監査役が行った監査について独立した立場から質問や意見を述べております。</p> <p>さらに、取締役会以外の場においても、社外役員意見交換会を実施し、会社の課題等に対する認識の共有、意見交換や、会社への提言を行っております。</p>

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	内 容	金額 (百万円)
(1)	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。

4. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に職務上の義務違反、非行等が発生した場合、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会へ提案することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

※本文中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,484	流 動 負 債	7,488
現金及び預金	6,515	支払手形及び買掛金	1,680
受取手形、売掛金及び契約資産	4,064	短期借入金	301
リース投資資産	359	リース債務	2,099
棚卸資産	47	未払金	925
その他	496	未払法人税等	408
固 定 資 産	29,605	賞与引当金	860
有 形 固 定 資 産	20,277	役員賞与引当金	122
建物及び構築物	2,316	その他	1,090
機械装置及び運搬具	2,457	固 定 負 債	8,594
コンテナ	2,362	リース債務	5,103
土地	5,925	繰延税金負債	854
リース資産	7,155	修繕引当金	352
建設仮勘定	24	退職給付に係る負債	1,647
その他	35	その他	636
無 形 固 定 資 産	381	負 債 合 計	16,082
ソフトウェア	202	純 資 産 の 部	
その他	178	株 主 資 本	22,366
投資その他の資産	8,946	資本金	1,661
投資有価証券	7,257	資本剰余金	290
繰延税金資産	654	利益剰余金	20,452
退職給付に係る資産	63	自己株式	△ 38
その他	971	その他の包括利益累計額	2,640
		その他有価証券評価差額金	2,614
		退職給付に係る調整累計額	25
資 産 合 計	41,089	純 資 産 合 計	25,006
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	41,089

連結損益計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		34,985
売上原価		31,093
売上総利益		3,892
販売費及び一般管理費		2,330
営業利益		1,561
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	181	
固定資産売却益	39	
持分法による投資利益	37	
その他	123	381
営業外費用		
支払利息	89	
固定資産除売却損	27	
その他	38	155
経常利益		1,788
特別利益		
投資有価証券売却益	28	28
特別損失		
連結子会社周年記念費用	32	
労働災害補償金	4	37
税金等調整前当期純利益		1,779
法人税、住民税及び事業税	723	
法人税等調整額	△97	625
当期純利益		1,154
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,154

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	10,605
現金及び預金	6,508
営業未収入金及び契約資産	3,375
リース投資資産	359
商貯蔵品	0
前払費用	51
その他	305
固 定 資 産	17,496
有 形 固 定 資 産	9,429
建物	1,410
構築物	203
機械装置	322
車両	989
コンテナ	2,336
工具器具備品	12
土地	2,123
リース資産	2,021
建設仮勘定	9
無 形 固 定 資 産	368
ソフトウェア	190
ソフトウェア仮勘定	178
投 資 そ の 他 の 資 産	7,698
投資有価証券	1,696
関係会社株式	4,359
長期貸付金	1,258
差入保証金	271
その他	112
資 産 合 計	28,101

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	7,063
営業未払金	2,729
短期借入金	2,699
リース債務	589
未払金	427
未払法人税等	204
未払消費税等	47
未払費用	50
預り金	43
賞与引当金	186
役員賞与引当金	85
固 定 負 債	2,711
リース債務	1,454
長期未払金	150
長期預り保証金	67
繰延税金負債	463
退職給付引当金	338
修繕引当金	237
負 債 合 計	9,775
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	16,342
資本金	1,661
資本剰余金	290
資本準備金	290
利 益 剰 余 金	14,423
利益準備金	415
その他利益剰余金	14,007
配当引当積立金	100
自家保険積立金	500
固定資産圧縮積立金	286
別途積立金	280
繰越利益剰余金	12,841
自 己 株 式	△ 32
評価・換算差額等	1,984
その他有価証券評価差額金	1,984
純 資 産 合 計	18,326
負 債 及 び 純 資 産 合 計	28,101

損益計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	29,205
売上原価	26,888
売上総利益	2,316
販売費及び一般管理費	1,558
営業利益	758
営業外収益	
受取利息	14
受取配当金	204
固定資産賃貸料	172
その他	186
営業外費用	
支払利息	37
その他	104
経常利益	1,194
税引前当期純利益	1,194
法人税、住民税及び事業税	437
法人税等調整額	△41
当期純利益	798

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

日本石油輸送株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 出 博 男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 椎 名 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本石油輸送株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本石油輸送株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

日本石油輸送株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 出 博 男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 椎 名 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本石油輸送株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びにその構築および運用の状況について、取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月8日

日本石油輸送株式会社 監査役会

常勤監査役	高野	潤	㊟
監査役	辻	幸則	㊟
社外監査役	佐野	裕	㊟
社外監査役	齊藤	貴一	㊟

以上

第107回 定時株主総会 会場ご案内図

会場 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎ウエストタワー16階
(電話番号 03-5496-7671)

最寄駅 大崎駅 (JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン)
(東京臨海高速鉄道りんかい線)

南改札口より連絡橋を渡り徒歩2分

(株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記公共)
交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。)

